

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、沖縄セルラー電話株式会社と称し、英文では、OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY（略称 OCT）と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (2) 電気通信に関する機器の開発、製造、運用、保守、販売及び賃貸
- (3) 電気通信に関するソフトウェアの開発、製作、販売及び賃貸
- (4) 電気通信のシステムに関するコンサルティング業務
- (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の開発、製作、設置、運用、メンテナンス、販売及び賃貸及びこれらの請負
- (6) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (7) 各種料金の請求収納代理業
- (8) 銀行代理業
- (9) 金融商品仲介業
- (10) 割賦販売法に基づく業務
- (11) インターネットによる広告代理業
- (12) 古物の収集、加工、再生、保守、販売及び賃貸
- (13) 事務用機器、事務用消耗品、雑貨、衣類、工芸品、食品、酒類、医薬部外品、健康食品、化粧品等の物品販売、リース及びレンタル
- (14) 野菜工場のコンサルティング業務及びそれらに付随する機械、装置、設備等の製品の製造・販売
- (15) 水耕栽培法による野菜、花卉及び果物の研究、開発、並びに生産物の販売
- (16) 旅行業、旅行代理店業及び旅行斡旋
- (17) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (18) ポイントカード、プリペイドカードの発行及び取扱い
- (19) 不動産の賃貸及び管理業
- (20) 海底ケーブル及びこれに付帯する設備の運用、保守、販売、賃貸及びこれらの請負
- (21) データセンターの運用及び賃貸に関する事業
- (22) 医療機器等の販売及びヘルスケア関連事業の企画、運営、商材販売
- (23) 電気及びガスの供給、販売に関する事業
- (24) 飲食店、薬局、医薬品・日用雑貨品販売店、宿泊施設、スポーツ施設、会議室、宴会会場の経営

- (25) 各号に付帯、又は関連する一切の事業その他前各号の目的を達成するために必要な事業を営むことができる

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を沖縄県那覇市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式及び新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

2 前項のほか、必要がある場合には、臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき者とする。

(招集者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電

子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役の選定)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は、これを代表取締役とする。

2 前項のほか、取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集の通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第40条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

平成3年5月24日制定

平成4年6月15日改定

平成6年6月16日改定

平成8年9月19日改定

平成10年6月23日改定

平成11年7月31日改定

平成14年6月26日改定

平成15年6月25日改定

平成16年6月22日改定

平成17年4月27日改定

平成17年6月22日改定

平成18年6月13日改定

平成19年6月15日改定

平成21年6月16日改定

平成24年4月24日改定

平成24年6月15日改定

平成26年6月13日改定

平成28年6月16日改定

平成30年6月14日改定(2018年6月14日改定)

2019年6月13日改定

2022年6月16日改定

2022年10月1日改定

2023年6月15日 改定